

## － 参 考 資 料 －

岩沼市の気温等測定データ .....	1
岩沼市の大気成分測定データ .....	2
岩沼市の騒音・振動等測定データ .....	5
岩沼市の水質等測定データ .....	10
その他測定データ .....	18
環境基準等 .....	21
(1) 大気汚染に係る基準 .....	21
■大気汚染に係る環境基準 .....	21
■光化学オキシダント緊急時発令の基準 .....	21
■微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起のための暫定的な指針 (環境省) .....	22
■PM2.5 高濃度時の宮城県における当面の対応について .....	22
(2) 水質汚濁に係る環境基準 .....	23
■人の健康の保護に関する環境基準 .....	23
■生活環境の保全に関する環境基準 (河川) .....	24
■生活環境の保全に関する環境基準 (海域) .....	26
■農業 (水稲) 用水基準 .....	27
(3) 騒音に係る環境基準等 .....	28
■地域の類型及び時間の区分ごとの基準値 .....	28
■道路に面する地域の基準値 .....	28
■騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 .....	29
■航空機騒音に係る環境基準 .....	29
■騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準 .....	30
○特定施設 .....	30
○規制基準 .....	31
■騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等 .....	32
○特定建設作業 .....	32
○規制基準等 .....	32
(4) 振動の規制基準 .....	33
■道路交通振動に係る要請限度 .....	33
■振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準 .....	33
○特定施設 .....	33
○規制基準 .....	34
■振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等 .....	34
○特定建設作業 .....	34

○規制基準等 .....	34
(5) 悪臭の規制基準 .....	34
■悪臭防止法に基づく規制基準 .....	34
(6) その他の環境基準等 .....	35
■ダイオキシン類に係る環境基準 .....	35
■放射性物質に関する基準値等 .....	35
○放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の要件及び除染実施計画を策定する区域の要件 .....	35
○食品中の放射性セシウムの基準値 .....	35
(7) 岩沼市による環境関連の告示 .....	36
■騒音関係 .....	36
○騒音規制法に基づく地域指定等に関する告示 .....	36
○特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定に関する告示 .....	37
○騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域を定める告示 .....	38
○騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定 .....	38
■振動関係 .....	39
○振動規制法に基づく地域指定等に関する告示 .....	39
○振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域指定に関する告示 .....	40
○道路交通振動規制の区域指定等に関する告示 .....	40
■悪臭関係 .....	42
○悪臭防止法に基づく地域指定等に関する告示 .....	42
条例等 .....	43
○岩沼市環境基本条例 .....	43
○岩沼市環境美化の促進に関する条例 .....	50
○岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 .....	55
○岩沼市空き地における雑草等の除去に関する条例 .....	57
環境審議会委員名簿 .....	58
補助制度等 .....	59
○岩沼市浄化槽設置整備事業補助金 .....	59
○岩沼市ごみ集積箱等設置事業補助金 .....	59
○岩沼市生ごみ処理容器等設置補助金 .....	59
○岩沼市リサイクル運動報償金制度 .....	59
○岩沼市単位公衆衛生組合ミスト機購入補助 .....	59
○岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助 .....	59

## 岩沼市の気温等測定データ

岩沼市 年ごとの主要要素

年	合計	降水量(mm)			気温(°C)				
		日最大	最大		平均			最高	最低
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低		
2011	757.5	214.5	67	16	13.2	17.6	9.1	35.9	-10
2012	1109	99	46.5	29	12.1	16.2	8.3	32.7	-11.8
2013	1138	104.5	56.5	13.5	12.2	16.4	8.1	36	-10
2014	1332.5	126	60.5	12.5	12.2	16.6	8.1	33.4	-8.6
2015	1264.5	81	37	8	13.1	17.2	8.9	33.1	-5.5
2016	1168.5	73.5	29	11.5	13.1	17.3	8.9	35	-7.3

年	風向・風速(m/s)					日照時間(h)	雪(寒候年・cm)		
	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
		風速	風向	風速	風向				
2011	3	20.5	西	28.3	西	1990.1	55	9	9
2012	3.2	22.9	西	30.9	西北西	1909	109	17	17
2013	3.3	26	西	33.4	西	1879.5	87	20	20
2014	3.4	18.6	西	24.7	西	2093.4	93	25	35
2015	3.4	20.8	西	27.3	西北西	2102.8	45	23	23
2016	3.4	21.5	西北西	28.3	西北西	1895.7	49	17	14

岩沼市 平成 28 年度 月ごとの主要要素

月	合計	降水量(mm)			気温(°C)				
		日最大	最大		平均			最高	最低
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低		
4	156	53	11	2	11.2	15.5	6.5	23.8	0.5
5	98.5	32.5	7.5	2	16	20.3	12.1	28.7	8
6	156	51.5	8	3	19.3	22.7	16.4	29.5	9.6
7	54.5	24.5	8.5	2.5	22.6	25.7	20.2	29.9	17.3
8	241.5	59.5	29	11.5	25.2	28.7	22.3	35	18.1
9	264.5	73.5	19	5	21.9	24.6	19.3	30.7	10.8
10	34	11.5	6	2	15.4	20.4	10	28.2	3.6
11	34.5	22	4.5	1	8.2	12.9	3.2	20.9	-3.4
12	39.5	26	5	1	5.2	10.3	0.1	17.7	-5.1
1	26	7	2	0.5	2	6.7	-2.7	13.8	-9.8
2	15.5	4	1.5	0.5	3	8.1	-2.1	17.7	-5.6
3	89.5	44.5	11	2	5	10	-0.1	15.8	-3.6

月	風向・風速(m/s)					日照時間(h)	雪(寒候年・cm)		
	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
		風速	風向	風速	風向				
4	4.2	21.5	西北西	28.3	西北西	192.3	--	--	--
5	3.3	15.7	西	24.2	西	208.1	--	--	--
6	3.4	13.9	北西	19.5	北西	151.9	--	--	--
7	2.8	7.9	南東	10.8	東北東	130.5	--	--	--
8	3.7	16.3	南東	25.2	東南東	180.3	--	--	--
9	2.6	11.4	東	16.5	東	92.2	--	--	--
10	3.1	13.8	西北西	19	西北西	178.3	--	--	--
11	3.3	13.2	西北西	19	西北西	141.6	--	--	--
12	3.4	20.1	西南西	26.7	西南西	143.2	4	3	3
1	3.6	17.6	西	22.1	西	160.7	8	5	3
2	4.6	18.1	西北西	23.7	西	157.7	9	5	5
3	3.9	19.9	西北西	25.2	西	173.4	--	--	0

資料：気象庁データ

※岩沼では降水量のみ測定のため、気温、風向・風速は名取市、日照時間、雪は仙台市のデータを参照し掲載。

## 岩沼市の大気成分測定データ

本市における各種大気成分の測定は、昭和 47 年に塩釜保健所岩沼支所に設置された測定局にて、宮城県により行われており、風向・風速、温度・湿度をはじめ、二酸化硫黄、窒素酸化物、オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について随時測定・公表を行っています。本書では、平成 28 年版宮城県環境白書にて公表された各種成分の測定データを引用し掲載しています。

### 大気に係る環境基準と測定結果（平成 27 年度）

局区分	項目		二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質			
			SO <sub>2</sub>		S P M		O <sub>x</sub>	NO <sub>2</sub>	P M 2.5			
	環境基準		日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下		日平均値が0.1mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下		1時間値が0.06ppm以下	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、日平均値が35μg/m3以下			
	評価方法		長期的評価 日平均値の2%除外値	短期的評価 基準超過	長期的評価 日平均値の2%除外値	短期的評価 基準超過	短期的評価 基準超過	長期的評価 日平均値の年間98%値	長期基準 年平均値	短期基準 日平均値の年間98%値		
	市町村	局名	(ppm)	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(μg/m3)	(μg/m3)
一般局	岩沼	岩沼	0.002	0	0	0.047	0	0	89	0.018	-9.8	-21.5

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>：経年変化）

#### (1) 年平均値(ppm)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008

#### (2) 日平均値の年間98%値(ppm)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.023	0.021	0.021	0.018	0.018

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>：平成 27 年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・否×)
一般局	岩沼	岩沼	商	290	6987	0.001	0	0	0	0	0.007	0.002	○	0	○

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>：経年変化）

#### (1) 年平均値(ppm)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

#### (2) 日平均値の2%除外値(ppm)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

浮遊粒子状物質（SPM：平成27年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準の適否	短期的評価	長期的評価
				(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×・無○)	(日)	(適○・否×)		
一般局	岩沼	岩沼	商	287	6909	0.017	0	0	0	0	0.091	0.047	○	0	○	○	

浮遊粒子状物質（SPM：経年変化）

(1) 年平均値(mg/m<sup>3</sup>)

局区分	市町村	局名	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.021	0.021	0.021	0.019	0.017

(2) 日平均値の2%除外値(mg/m<sup>3</sup>)

局区分	市町村	局名	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.049	0.048	0.051	0.054	0.047

光化学オキシダント（O<sub>x</sub>：平成27年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否
				(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時)	(日)	(時)	(ppm)	(ppm)	
一般局	岩沼	岩沼	商	294	4335	0.032	19	89	0	0	0.083	0.043	×

光化学オキシダント（O<sub>x</sub>：経年変化）

(1) 昼間の1時間値の最高値(ppm)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	0.084	0.078	0.082	0.095	0.083

(2) 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数

局区分	市町村	局名	用途地域	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	104	70	95	237	89

非メタン炭化水素（NMHC：平成27年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値		6～9時の3時間平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定方法又は換算方法
						6～9時における年平均値	6～9時における測定日数	最高値	最低値	最高値	最低値	最高値	最低値	
						(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
一般局	岩沼	岩沼	商	6889	0.13	0.15	289	0.46	0.07	42	14.5	3	1	直接法

メタン・全炭化水素（CH<sub>4</sub>・THC：平成27年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	メタン					全炭化水素					測定方法又は換算方法		
				測定時間	年平均値	6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値		測定時間	年平均値	6～9時における			6～9時3時間平均	
						(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)			(ppmC)	(ppmC)		(日)	(%)
一般局	岩沼	岩沼	商	6889	1.98	1.99	289	2.17	1.79	6889	2.11	2.14	289	2.45	1.97	直接法

非メタン炭化水素（NMHC：経年変化）

(1) 年平均値(ppmC)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	-	0.12	0.12	0.12	0.13

(2) 6～9時における年平均値(ppmC)

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	-	0.13	0.14	0.14	0.15

(3) 6～9時における3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数

局区分	市町村	測定局	用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	岩沼	岩沼	商	-	0	5	5	3

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>：平成27年度、年間値）

局区分	市町村	局名	用途地域	有効測定日数 (日)	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準の適否	
						(日)	(%)			短期基準に関する評価	長期基準に関する評価
一般局	岩沼市	岩沼	住	119	-9.8	0	0	-23	-21.5	-	-

## 岩沼市の騒音・振動等測定データ

航空機騒音測定結果の推移

(単位:Lden)

測定局ID	測定地点	23		24		25		26		27		28		種別
		Lden	発生回数	Lden	発生回数	Lden	発生回数	Lden	発生回数	Lden	発生回数	Lden	発生回数	
I-1	梶橋	42.5	23.8	46.6	37.6	48.1	44.3	48.2	45.0	47.9	39.7	48.6	40.5	固定
I-3	朝日	38.7	3.6	45.5	8.8	44.1	42.1	43.9	37.9	44.1	39.9	43.7	34.1	移動
I-4	相の原	—	17.6	44.0	24.0	47.7	30.2	48.0	30.9	47.6	26.6	48.0	27.9	固定
I-5	桜	41.5	5.1	39.2	4.2	42.2	32.1	42.4	32.7	41.9	32.6	42.6	29.7	移動
I-7	上中筋	46.8	16.4	47.8	21.2	49.5	40.9	48.1	39.0	48.6	43.6	48.8	30.1	移動
I-8	矢野目	40.3	5.1	41.9	7.9	43.6	31.4	46.4	63.6	42.2	23.1	44.3	48.2	移動
I-12	押分	44.2	13.1	45.5	18.4	47.8	59.4	48.1	61.2	47.5	40.8	47.3	45.1	移動
I-14	矢野目	50.9	29.0	54.2	51.1	55.3	64.4	55.7	66.3	55.3	57.4	54.9	60.0	固定
I-15	末広	—	15.9	44.3	24.0	47.9	38.7	47.7	37.8	47.7	32.6	47.7	32.4	固定
I-16	竹の内	—	—	—	—	48.7	38.4	49.8	66.1	48.6	53.6	48.5	47.6	移動※
I-21	恵み野	45.5	14.3	46.5	18.4	47.3	52.1	48.3	62.6	49.2	54.9	46.2	28.5	移動
臨時1	小川											45.7	44.7	移動
臨時2	志賀											42.6	56.1	移動

平成25年度から環境基準がWECPNLからLdenに変更。  
 ※平成25年度に固定局から移動局に変更

### 平成 28 年度 航空機騒音測定結果

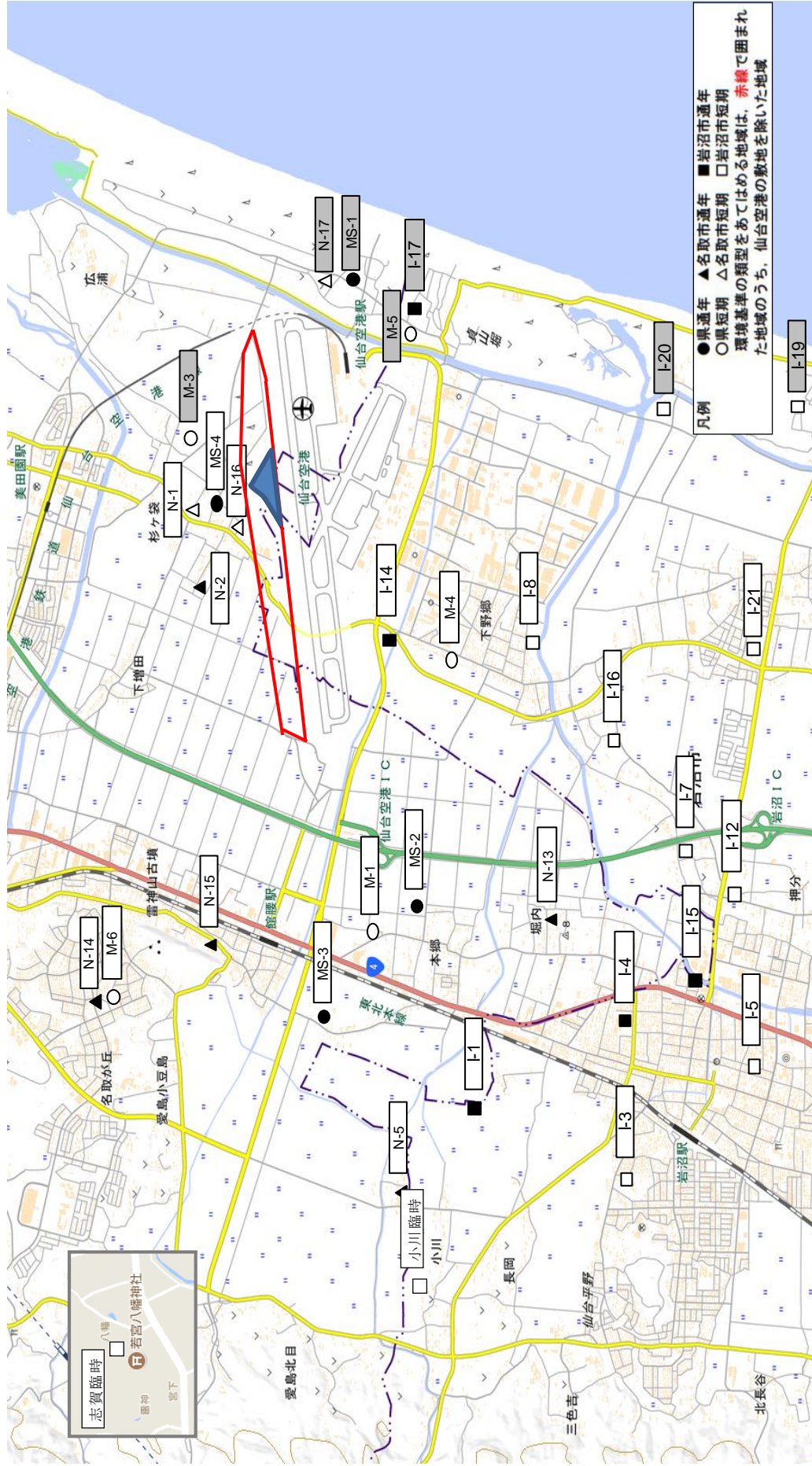
調査地点番号	測定地点名称	所在地	期間	Lden	Lden (パワー 平均値)	WECPNL	WECPNL (パワー 平均値)	環境騒音 Lden	環境騒音Lden (パワー平均値)	騒音発生回数			
										期間 日平均値	年間 日平均値	年間 日平均値	最大値
M-4	(宮城県/固定局)	岩沼市下野郷字指下	H27.4~H28.3	48	48	59.7	59.7	/	/	/	/	/	/
I-1	梶橋(固定局)	岩沼市梶橋	H28.4~H29.3	48.5	48.5	61.2	61.2	58.0	58	40.5	40.5	47.7	30.0
I-4	相の原(固定局)	岩沼市相の原二丁目	H28.4~H29.3	48.0	48.0	60.3	60.3	56.1	56.1	27.9	27.9	33.7	20.8
I-14	矢野目(固定局)	岩沼市下野郷字出雲屋敷	H28.4~H29.3	54.8	54.8	67.8	67.8	66.4	66.4	60.0	60.0	82.9	43.2
I-15	末広(固定局)	岩沼市末広二丁目	H28.4~H29.3	47.7	47.7	60.2	60.2	59.8	59.8	32.4	32.4	38.9	22.5
I-3	朝日	岩沼市朝日一丁目	H28.7.19~7.27 H29.1.25~2.2	43.7	43.7	57.2	56.9	48.5	49.1	29.4	34.1	46.0	19.0
I-5	桜	岩沼市桜二丁目	H28.7.19~7.27 H29.2.2~2.10	41.8	42.6	53.8	55.3	50.2	50.4	21.9	29.7	31.0	13.0
I-7	上中筋	岩沼市下野郷字上中筋	H28.7.27~8.4 H29.2.10~2.20	48.9	48.7	61.0	61.6	58.7	57.5	23.0	30.1	36.0	9.0
I-8	矢野目	岩沼市下野郷字館外	H28.8.15~8.23 H29.2.10~2.20	40.6	44.3	54.1	57.9	65.0	62.3	24.0	48.2	46.0	0.0
I-12	押分	岩沼市押分新光谷	H28.7.27~8.4 H29.2.2~2.10	46.9	47.3	58.3	59.2	56.7	57.6	29.7	45.1	61.0	11.0
I-16	竹ノ内	岩沼市下野郷字長塚	H28.8.15~8.23 H29.2.20~2.28	47.7	48.5	60.9	61.7	56.9	56.7	43.0	47.6	73.0	8.0
I-21	恵み野	岩沼市恵み野二丁目	H28.8.4~8.12 H29.2.20~2.28	42.9	45.5	53.7	57.7	52.5	53.1	25.7	28.5	45.0	11.0
臨時1	小川	岩沼市小川字鐘撞堂	H28.11.1~11.8	45.7	45.7	57.6	45.7	52.9	45.7	44.7	44.7	58.0	36.0
臨時2	志賀	岩沼市志賀字八幡	H29.1.25~2.2	42.6	42.6	54.3	42.6	50.7	42.6	56.1	56.1	78.0	39.0

※M-4は平成27年度の測定結果。(単位:dB)

※恵み野定点は玉浦公民館が工事のため玉浦中学校で測定

※宮城県の環境基準の地域の類型をあてはめる地域は、本市ではI類型の地域はなく、II類型の地域に空港周辺の一部が指定されています。本市の測定地点は全てII類型の地域の外側にあります。

航空機騒音測定局位置図



資料：平成 28 年版宮城県環境白書、生活環境課資料



自動車騒音測定結果

No.	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	道路近傍騒音レベル実測区間			評価対象住居棟戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			未達成戸数(戸)	未達成率
					測定年度	環境基準類型	等価騒音レベル(dB)		全日	昼間のみ	夜間のみ		
①	一般国道4号	岩沼市南長谷	岩沼市藤浪1丁目5	2.0	2012	C	昼間 72 夜間 71	225	181	34	0	10	4.4%
②	一般国道4号	岩沼市藤浪1丁目5	岩沼市末広2丁目1	1.2	2012	C	72 71	40	32	8	0	0	0.0%
③	一般国道4号	岩沼市末広2丁目1	岩沼市相の原3丁目97	1.7	2012	C	72 71	99	79	15	0	5	5.1%
④	一般国道4号	岩沼市榎橋3-19	岩沼市榎橋4-10	0.3	2012	C	72 71	8	3	5	0	0	0.0%
⑤	一般国道6号	岩沼市阿武隈1丁目5	岩沼市藤浪2丁目6	0.3	2016	C	71 68	43	41	0	2	2	4.7%
⑥	塩釜亘理線	岩沼市押分	岩沼市押分	0.6	2014	B	68 68	42	42	0	0	0	0.0%
⑦	塩釜亘理線	岩沼市下野郷	岩沼市下野郷	0.3	2014	B	68 63	0	0	0	0	0	0.0%
⑧	仙台空港線	岩沼市下野郷	岩沼市下野郷	2.2	2014	-	69 64	0	0	0	0	0	0.0%
⑨	岩沼蔵王線	岩沼市相の原2丁目1	岩沼市字大和	1.3	2015	-	66 59	358	353	3	0	2	0.6%
⑩	仙台岩沼線	岩沼市三色吉	岩沼市北長谷	1.0	2014	B	68 63	210	210	0	0	0	0.0%
⑪	岩沼停車場線	岩沼市館下1丁目4	岩沼市中央4丁目2	1.1	2015	-	65 59	318	318	0	0	0	0.0%
⑫	岩沼海浜緑地線	岩沼市里の杜3丁目8	岩沼市末広2丁目1	0.6	2016	B	71 68	35	35	0	0	0	0.0%

注：太字は環境基準を超過  
資料：生活環境課資料

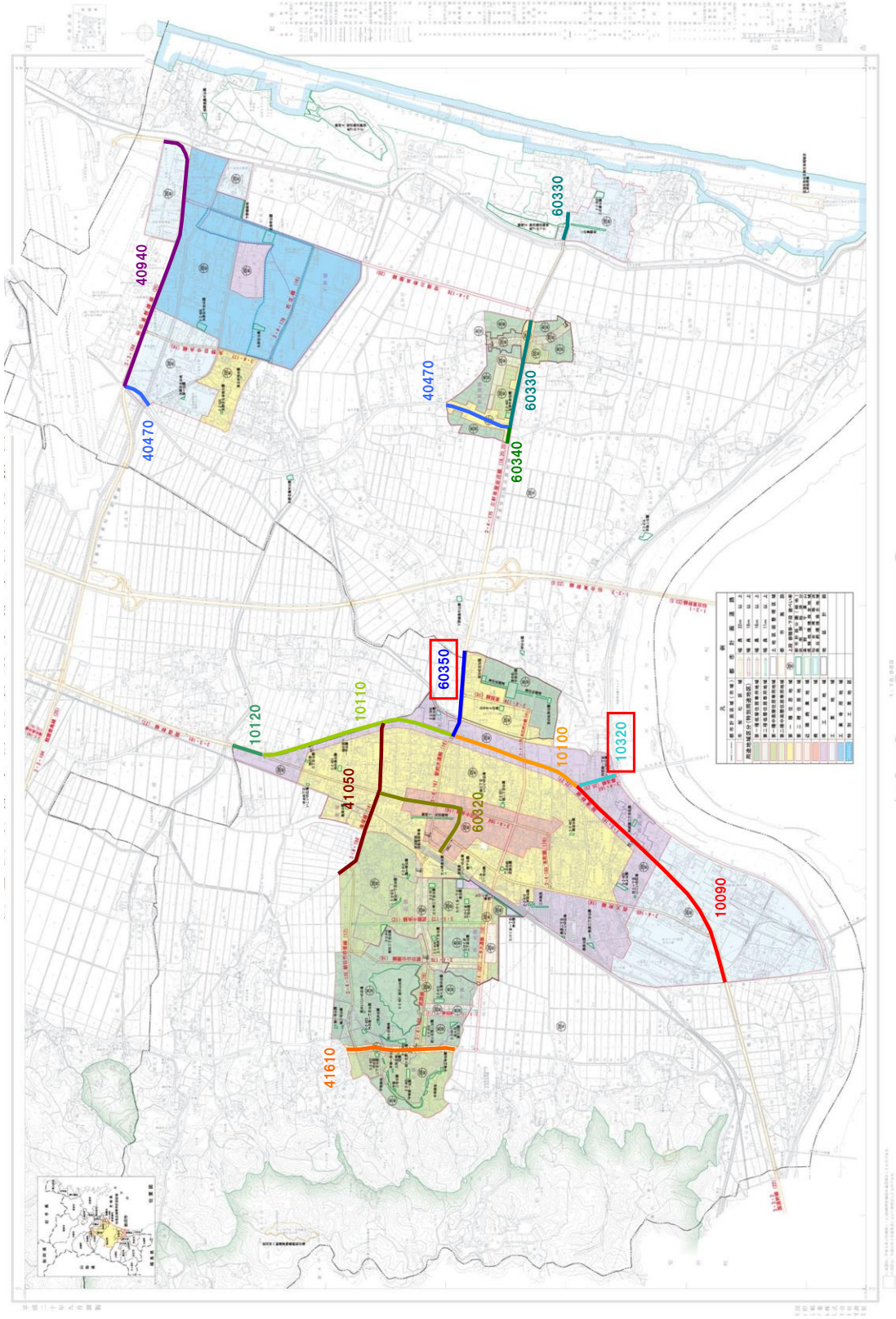
常時監視事業計画及び騒音観測区

路線名	起 点 側		備 考	終 点 側		備 考	交通量調査期間	交通量調査地点	交通量調査時刻	交通量調査回数	交通量調査結果(台)	5カ年計画
	接続路線等	接続路線等		接続路線等	接続路線等							
1 4-一般国道4号	1 4300060170 一般国道6号	6 柴田町・岩沼市境		1 4601250030 岩沼海浜緑地線	7 岩沼市・名取市境		4000	10100	74597	13634	88231	●
4-一般国道4号	1 4601250030 岩沼海浜緑地線	7 岩沼相の原団地入り口		4300060170 一般国道6号			4000	10090	68726	13242	81967	○
4-一般国道4号	1 4601250030 岩沼海浜緑地線	7 岩沼相の原団地入り口		4300060170 一般国道6号			4000	10110	64227	12499	76726	○
2 70-仙台空港線	6 名取市・岩沼市境	6 岩沼相の原団地入り口		4300060200 一般国道4号			4000	40940	33376	5444	38819	●
3 125-岩沼海浜緑地線	1 4300060200 一般国道6号(仙台東部道路)	1 4300060200 一般国道4号		4300040280 一般国道4号			4000	60350	28588	2314	28872	●
4 6-一般国道6号	6 亘理町・岩沼市境	6 亘理町・岩沼市境		4300040250 一般国道4号			4000	10320	22291	3420	25711	●
5 39-仙台岩沼線	1 4400250020 岩沼蔵王線	1 4300040240 一般国道4号		4300040240 一般国道4号			4000	41110	18535	2156	20711	●
10 塩釜亘理線	1 4400200020 仙台空港線	1 4601250010 岩沼海浜緑地線		4601250010 岩沼海浜緑地線			4000	40470	17934	1479	19412	○
6 125-岩沼海浜緑地線	1 4400100130 塩釜亘理線	1 4300060200 一般国道6号(仙台東部道路)		4300060200 一般国道6号(仙台東部道路)			4000	60340	14536	1171	15706	※
7 124-岩沼停車場線	8 124-岩沼停車場線	1 4400250010 岩沼蔵王線		4400250010 岩沼蔵王線			4000	60320	12480	1247	13727	●
95-岩沼蔵王線	1 4300040280 一般国道4号	1 4400300080 仙台岩沼線		4400300080 仙台岩沼線			4000	41050	11266	806	12073	○
8 125-岩沼海浜緑地線	1 4300040280 一般国道4号	1 4400100130 塩釜亘理線		4400100130 塩釜亘理線			4000	60330	8725	742	9467	※

青字は、騒音観測区間を示す。  
※岩沼海浜緑地線(60330、60340)は、玉浦西地区における防災集団移転地の造成や災害公営住宅の整備等が完了した後実施するものとした。

資料：生活環境課資料

自動車騒音面の評価 評価区間対象位置



資料：生活環境課資料

特定施設・特定建設作業届出状況

年度	特定施設		特定建設	
	騒音	振動	騒音	振動
平成20年度	6	5	5	5
平成21年度	6	6	7	7
平成22年度	8	9	2	3
平成23年度	5	5	2	2
平成24年度	7	7	6	6
平成25年度	8	10	3	3
平成26年度	10	10	9	9
平成27年度	5	6	10	10
平成28年度	10	9	7	6

資料：生活環境課資料 (件)

公害苦情受付状況の推移及び内容

区分	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	大気	土壌	その他	合計
平成24年度	6	2	4	0	1	0	1	14
平成25年度	1	3	1	0	1	0	1	7
平成26年度	0	2	0	3	0	0	1	6
平成27年度	0	4	0	2	0	0	2	8
平成28年度	3	5	0	3	3	0	2	16

区分	場所	苦情概要
水質汚濁	志賀沢川	志賀沢川での魚類へい死の通報。塩釜保健所、岩沼警察署とともに状況確認。保健所にて水質及びへい死魚の検査を行うが不明。
水質汚濁	志賀沢川	採石現場からの土砂汚水放流に対する苦情。塩釜保健所とともに現場確認。未処理水の放流があり指導。県の担当部署から電話での指導。
水質汚濁	小川	農業用井戸水の塩分上昇に係る相談。最終処分場からの放流水側溝の亀裂を確認。管理者にて修繕、水質検査を行う。(継続対応中)
騒音	志賀	採石現場の作業騒音に対する苦情。現場への立入、指導。
騒音	土ヶ崎3丁目	家屋解体に伴う騒音苦情。周辺への作業説明がなかったことによる苦情。
騒音	小川	航空機騒音苦情。臨時騒音測定の実施。
騒音	中央4丁目	道路工事に伴う騒音苦情。業者への指導。
騒音	早股	農業用倉庫の稼動に伴う苦情。業者への指導。
悪臭	臨空工業団地内	ビニールを燃やしたような悪臭発生への通報。周辺を確認するが発生源を特定できず。
悪臭	玉浦西4丁目	スーパーマーケット周辺に発生する悪臭への苦情。10日程度、継続して悪臭が確認されている情報提供があったが、発生源を特定できず。
悪臭	玉浦西4丁目	玉浦西地区住宅地周辺での広範囲な悪臭苦情。発生源を特定できず。
大気	館下1丁目	宅地造成工事に係る粉じん苦情。
大気	三色吉	宅地造成工事に係る粉じん苦情。現場状況の確認。
大気	二野倉工業団地内	製造工場の原料粉末の飛散による粉じん苦情。飛散防止対策を講じるよう指導。
その他	梶橋	堆肥製造によるハエの発生。現場確認の上、県担当部署へ情報提供を行う。県から改善指導。
その他	北長谷	採石現場からの大雨時の土砂流出。改善対策を指導。

資料：生活環境課資料

# 岩沼市の水質等測定データ

公共用水域水質測定結果（市測定分）

資料：生活環境課資料

## ■五間堀川

宝橋

(No.1)

項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採水月日	4月22日	5月20日	6月20日	7月11日	8月12日	9月15日
採水時刻	9:00	8:20	9:45	12:20	8:05	12:55
採水位置	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）
採水水深〔m〕	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	曇り	薄曇り	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ
降雨状況※	×○×	×××	××○	○××	×××	○××
気温(度)	16.0	16.3	24.9	28.8	23.3	28.0
水温(度)	13.3	17.7	22.4	24.6	25.2	23.9
水量(流量)(m <sup>3</sup> /s)	1.31	1.77	2.33	1.45	1.74	1.98
pH	7.4	7.3	7.2	7.5	7.3	7.4
DO(mg/L)	9.3	8.7	7.7	8.1	7.4	8.3
BOD(mg/L)	1.4	1.2	1.7	0.9	1.0	0.7
COD(mg/L)	4.0	7.1	7.0	4.1	5.1	6.3
SS(mg/L)	16	26	19	18	13	23
塩化物イオン(mg/L)	10	9	10	8	10	8
平均流速(m/s)	0.603	0.452	0.513	0.450	0.499	0.767
透視度(cm)	48	24	31	33	37	34
色相	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)
臭気	川藻臭(微)	土臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)
濁り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り

項目名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定年度	16	16	16	16	16	16
測定地点番号	043-53	043-53	043-53	043-53	043-53	043-53
調査区分	0	0	0	0	0	0
採水月日	10月17日	11月9日	12月15日	1月11日	2月13日	3月6日
採水時刻	12:40	12:20	12:30	8:40	12:25	12:10
採水位置	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）	流心（中央）
採水水深	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	薄曇り
降雨状況※	××○	×××	○○×	○××	×××	×××
気温(度)	21.7	9.3	6.5	1.7	8.2	10.7
水温(度)	16.8	8.8	4.6	3.6	4.3	7.8
水量(流量)(m <sup>3</sup> /s)	0.752	0.586	0.646	0.320	0.254	0.224
pH	7.5	7.4	7.3	7.5	7.6	7.6
DO(mg/L)	8.8	10	11	11	11	11
BOD(mg/L)	1.2	1.2	2.2	2.4<	0.5	1.1
COD(mg/L)	5.9	3.8	8.9	6.1	4.9	4.8
SS(mg/L)	9	6	29	13	7	13
塩化物イオン(mg/L)	13	12	14	18	21	16
平均流速(m/s)	0.349	0.345	0.442	0.211	0.157	0.162
透視度(cm)	48>	50	16	39>	50	45
色相	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中
臭気	川藻臭(中)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)
濁り	少々有り	少々有り	やや有り	少々有り	少々有り	少々有り

三叉水門

(No.2)

項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採水月日	4月22日	5月20日	6月20日	7月11日	8月12日	9月15日
採水時刻	9:50	8:50	10:20	11:55	8:50	13:10
採水位置	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
採水水深	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	曇り	薄曇り	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ
降雨状況※	×○×	×××	××○	○××	×××	○××
気温(度)	16.1	18.7	25.1	28.5	26.5	25.3
水温(度)	14.2	18.5	23.2	24.8	26.4	23.1
水量(流量)(m3/s)	0.633		0.942		0.468	2.81
pH	7.5	7.3	7.3	7.6	7.4	7.5
DO(mg/L)	9.1	8.9	8.0	7.5	7.4	8.3
BOD(mg/L)	1.5	1.2	1.6	0.9	1.0	0.7
COD(mg/L)	4.6	7.2	6.4	4.3	4.6	6.7
SS(mg/L)	8	23	13	9	11	22
塩化物イオン(mg/L)	14	9	11	9	10	9
平均流速(m/s)	0.378		0.470		0.227	1.38
透視度(cm)	> 50	24	31 >	50	43	30
色相	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)
臭気	川藻臭(微)	土臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)
濁り	ほとんど無し	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り

項目名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水月日	10月17日	11月9日	12月15日	1月11日	2月13日	3月6日
採水時刻	11:50	11:40	12:00	9:10	11:45	11:30
採水位置	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
採水水深	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	薄曇り
降雨状況※	××○	×××	○○×	○××	×××	×××
気温(度)	21.0	9.3	6.0	1.8	7.2	10.0
水温(度)	17.6	9.8	5.4	4.6	5.3	8.4
水量(流量)(m3/s)	0.397	0.452	0.699	0.797	0.309	0.198
pH	7.8	7.7	7.4	7.6	7.8	8.0
DO(mg/L)	10	11	11	11	12	12
BOD(mg/L)	1.6	1.2	2.2	2.2	0.7	1.1
COD(mg/L)	5.4	3.9	8.9	6.0	4.9	4.2
SS(mg/L)	9	4	28	8	6	4
塩化物イオン(mg/L)	14	20	16	20	30	29
平均流速(m/s)	0.570	0.450	1.02	0.726	0.618	0.471
透視度(cm)	> 50 >	50	17	43 >	50 >	50
色相	灰黄色・中	灰黄色・中	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中
臭気	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	無臭
濁り	少々有り	少々有り	やや有り	少々有り	少々有り	少々有り

項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採水月日	4月22日	5月20日	6月20日	7月11日	8月12日	9月15日
採水時刻	10:05	9:05	10:50	11:35	9:05	13:25
採水位置	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)
採水水深	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	曇り	薄曇り	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ
降雨状況※	×○×	×××	××○	○××	×××	○××
気温(度)	16.1	19.6	23.1	25.5	27.6	25.2
水温(度)	14.5	18.3	23.1	24.1	25.8	24.2
水量(流量)(m3/s)	0.590	0.519	1.82			0.960
pH	7.5	7.3	7.3	7.6	7.3	7.6
DO (mg/L)	9.1	8.9	7.6	7.9	7.0	8.3
BOD (mg/L)	1.6	0.9	1.5	1.1	0.9	0.7
COD (mg/L)	4.9	6.8	7.0	5.3	4.6	5.9
SS (mg/L)	8	14	14	14	13	21
塩化物イオン(mg/L)	22	11	11	11	11	10
平均流速(m/s)	0.129	0.109	0.223			0.063
透視度(cm)	> 50	27	33	35	30	30
色相	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)
臭気	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)
濁り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り	少々有り
干潮時刻	9:53	8:58	9:43	13:46	4:22	8:36
満潮時刻	16:20	15:37	16:44	7:21	11:55	15:20

項目名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水月日	10月17日	11月9日	12月15日	1月11日	2月13日	3月6日
採水時刻	11:35	11:25	11:40	9:25	11:30	11:15
採水位置	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)
採水水深	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天候	曇り	薄曇り	晴れ	晴れ	晴れ	薄曇り
降雨状況※	××○	×××	○○×	○××	×××	×××
気温(度)	19.9	9.8	6.1	3.3	7.8	8.2
水温(度)	17.4	9.6	6.2	3.7	4.6	7.3
水量(流量)(m3/s)			1.65			
pH	7.6	7.6	7.4	7.6	7.8	7.7
DO (mg/L)	8.7	9.6	10	11	12	10
BOD (mg/L)	1.8	1.3	2.3	2.2	0.7	0.7
COD (mg/L)	6.2	3.7	10	5.1	4.6	4.3
SS (mg/L)	19	6	32	5	5	7
塩化物イオン(mg/L)	26	25	26	29	34	26
平均流速(m/s)			0.171			
透視度(cm)	31 >	50	14 >	50 >	50 >	50
色相	灰黄色・中	灰黄色・中	灰黄色・中	灰黄色・淡(明)	灰黄色・中	灰黄色・中
臭気	川藻臭(微)	川藻臭(微)	無臭	川藻臭(微)	無臭	無臭
濁り	少々有り	少々有り	やや有り	少々有り	少々有り	少々有り
干潮時刻	10:49	3:52	9:57	8:12	11:00	16:05
満潮時刻	16:21	11:42	15:28	13:46	16:48	7:54

■ 貞山運河木曳堀

赤江橋

(No.4)

項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採水水深		0.5		0.5		
天候		薄曇り		晴れ		
降雨状況※		×××		○××		
気温(度)		19.1		27.8		
水温(度)		18.9		24.7		
水量(流量)(m <sup>3</sup> /s)		1.41		6.81		
pH		7.1		7.5		
DO(mg/L)		8.0		7.2		
BOD(mg/L)		0.9		1.3		
COD(mg/L)		7.1		6.4		
SS(mg/L)		43		24		
全リン(mg/L)		0.14		0.084		
塩化物イオン(mg/L)		250		23		
界面活性剤(mg/L)		< 0.05		< 0.05		
平均流速(m/s)		0.116		0.202		
透視度(cm)		16		22		
色相		褐色・淡(明)		灰黄色・中		
臭気		土臭(微)		川藻臭(微)		
濁り		やや有り		少々有り		
干潮時刻		8:58		13:46		
満潮時刻		15:37		7:21		

項目名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水月日	10月17日			1月11日		
採水時刻	9:50			10:30		
採水位置	流心(中央)			流心(中央)		
採水水深	0.5			0.5		
天候	曇り			晴れ		
降雨状況※	××○			○××		
気温(度)	18.3			2.5		
水温(度)	17.6			4.7		
水量(流量)(m <sup>3</sup> /s)	5.62			1.24		
pH	7.6			7.7		
DO(mg/L)	8.0			11		
BOD(mg/L)	0.8			1.9		
COD(mg/L)	5.5			3.9		
SS(mg/L)	14			7		
全リン(mg/L)	0.066			0.040		
塩化物イオン(mg/L)	2500			4400		
界面活性剤(mg/L)	< 0.05			< 0.05		
平均流速(m/s)	0.163			0.140		
透視度(cm)	35			47		
色相	灰黄色・中			灰黄色・淡(明)		
臭気	川藻臭(微)			無臭		
濁り	少々有り			少々有り		
干潮時刻	10:49			8:12		
満潮時刻	5:50			13:46		

表中の不等号は、測定結果が測定下限値未満または測定上限値を超過していたことを示す。

※降雨状況 ○：降雨あり（1mm以上）、×：降雨なし（前々日、前日、当日）

公共用水域水質測定結果（県測定分）

資料：平成28年版宮城県環境白書

河川

m：超過数、n：総検体数

水域名	地点名	Cd	CN	Pb	Cr6+	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
阿武隈川下流	阿武隈大橋（岩沼）	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/	0/1	0/1
五間堀川	江戸橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/
五間堀川	矢ノ目橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1

水域名	地点名	CCl4	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE	1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
阿武隈川下流	阿武隈大橋（岩沼）	/	/	/	/	/	/	/	/	/
五間堀川	江戸橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
五間堀川	矢ノ目橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1

水域名	地点名	TMTD	CAT	TBC	C6H6	Se	F	B	N-NO3,2	C4H8O2
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
阿武隈川下流	阿武隈大橋（岩沼）	/	/	/	/	/	/	/	/	0/4
五間堀川	江戸橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2
五間堀川	矢ノ目橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2

(注) Cd:カドミウム、CN:全シアン、Pb:鉛、Cr6+:六価クロム、As:砒素、T-Hg:総水銀、R-Hg:アルキル水銀、PCB:ポリ塩化ビフェニル

DCM:ジクロロメタン、CCl4:四塩化炭素、1,2DCE:1,2-ジクロロエタン、1,1DCE:1,1-ジクロロエチレン、C-1,2DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、1,3DCP:1,3-ジクロロプロペン  
TMTD:チウラム、CAT:シマジン、TBC:チオベンカルブ、C6H6:ベンゼン、Se:セレンF:ふっ素、B:ほう素、N-NO3,2:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  
C4H8O2:1,4-ジオキサン

海域

m：超過数、n：総検体数

水域名	地点名	Cd	CN	Pb	Cr6+	As	T-Hg
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
二の倉地先海域（甲）	二の倉前 - 1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（乙）	二の倉前 - 2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（丙）	二の倉前 - 3	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2

水域名	地点名	R-Hg	PCB	DCM	CCl4	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
二の倉地先海域（甲）	二の倉前 - 1	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（乙）	二の倉前 - 2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（丙）	二の倉前 - 3	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2

水域名	地点名	1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP	TMTD	CAT
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
二の倉地先海域（甲）	二の倉前 - 1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（乙）	二の倉前 - 2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域（丙）	二の倉前 - 3	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2

水域名	地点名	TBC	C6H6	Se	F	B	N-NO3,2	C4H8O2
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
二の倉地先海域（甲）	二の倉前 - 1	0/2	0/2	0/2	/	/	0/5	0/2
二の倉地先海域（乙）	二の倉前 - 2	0/2	0/2	0/2	/	/	0/5	0/2
二の倉地先海域（丙）	二の倉前 - 3	0/2	0/2	0/2	/	/	0/5	0/2

(注) Cd:カドミウム、CN:全シアン、Pb:鉛、Cr6+:六価クロム、As:砒素、T-Hg:総水銀、R-Hg:アルキル水銀、PCB:ポリ塩化ビフェニル

DCM:ジクロロメタン、CCl4:四塩化炭素、1,2DCE:1,2-ジクロロエタン、1,1DCE:1,1-ジクロロエチレン、C-1,2DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、1,3DCP:1,3-ジクロロプロペン  
TMTD:チウラム、CAT:シマジン、TBC:チオベンカルブ、C6H6:ベンゼン、Se:セレンF:ふっ素、B:ほう素、N-NO3,2:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  
C4H8O2:1,4-ジオキサン

地下水水質測定結果（平成27年度）

概況調査地区名	地点数	検出（うち超過）井戸件数							超過最大値 (単位:mg/L)	
		Pb	As	TCE	PCE	NO <sub>3</sub> -N	F	B		
岩沼市	長岡	1	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	



水域別水質平均値経年変化表（河川）

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	BOD年平均値				
				H23	H24	H25	H26	H27
阿武隈川下流	阿武隈大橋	010-01	A	1.4	1.3	1.5	1.4	1.5
A類型平均				0.9	0.8	0.9	0.9	0.9
B類型平均				1.4	1.3	1.3	1.2	1.1
五間堀川	江戸橋	043-01	C	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1
五間堀川	矢ノ目橋	043-02	C	1.3	1.3	1.5	1.3	1.2
C類型平均				2.7	1.7	1.7	1.4	1.4
全基準点平均				1.3	1.1	1.1	1	1

水域別水質 75%値経年変化表及び環境基準達成状況（河川）

（単位：mg/L）

環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	BOD75%値					環境基準 適否
				H23	H24	H25	H26	H27	
阿武隈大橋	010-01	A	2	1.5	1.5	1.8	1.8	1.4	○
江戸橋	043-01	C	5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	○
矢ノ目橋	043-02	C	5	1.9	1.4	1.9	1.6	1.6	○

SSの年平均値経年変化表（河川）

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	SS年平均値					環境基準適否
					H23	H24	H25	H26	H27	
阿武隈川下流	阿武隈大橋	010-01	A	25	13	9	9	10	10	○
五間堀川	江戸橋	043-01	C	50	13	10	9	11	15	○
五間堀川	矢ノ目橋	043-02	C	50	14	15	14	13	15	○

水域別水質平均値経年変化表（海域）

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	COD年平均値				
				H23	H24	H25	H26	H27
二の倉地先(丙)	二の倉前-3	615-01	A	1.6	2.1	2.5	2.3	2.3
A類型平均				1.6	2.1	2	2.1	2.2
二の倉地先(乙)	二の倉前-2	614-01	B	1.5	2.1	2.9	2.6	2.5
B類型平均				2.3	2.3	2.2	2.3	2.2
二の倉地先(甲)	二の倉前-1	613-01	C	2.1	2.4	3.1	3.2	3.1
C類型平均				2.6	2.8	3.1	3.3	3.1
全基準点平均				2	2.2	2.2	2.3	2.3

水域別水質 75%値経年変化表及び環境基準達成状況（海域）

（単位：mg/L）

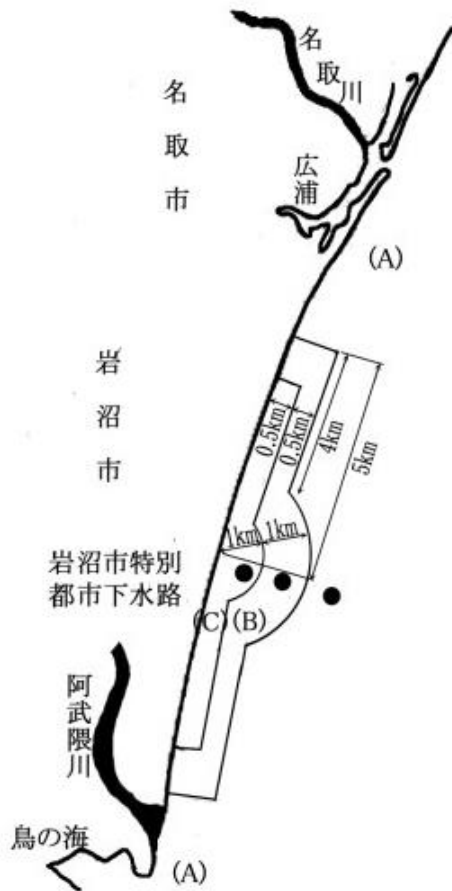
水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	COD年75%値					環境基準適否
					H23	H24	H25	H26	H27	
二の倉地先(丙)	二の倉前-3	615-01	A	2	1.7	2.8	3.3	3.3	2.7	×
二の倉地先(乙)	二の倉前-2	614-01	B	3	1.6	2.8	3.1	3	2.8	○
二の倉地先(甲)	二の倉前-1	613-01	C	8	2.5	2.9	3.7	3.7	3.6	○

岩沼市公共用水域想定地点図（河川）



岩沼市公共用水域測定地点図（海域）

㊦ 二の倉地先海域



平成 28 年版宮城県環境白書より引用

平成 28 年度に通報のあった水質汚濁事故の一覧

発生日	場所	発生原因
H28.4.21	丸沼堀（消防署付近、郵便局付近）～五間堀川（桜池橋、志引橋付近）	丸沼堀からの流入もしくは五間堀川からの逆流か
H28.5.1	下野郷下公会堂付近	不明
H28.8.29	葉の木堀排水路（下野郷字出雲屋敷地区）	事業所での洗車及びその排水
H28.10.17	五間堀川（三叉水門付近）	不明
H28.12.13	丸沼堀（塩釜保健所岩沼支所裏）	油確認できず不明
H29.1.10	並柳雨水幹線（二木地区）	不明
H29.3.19	長岡地区内水路	農業用ハウスからの重油の流出

資料：生活環境課資料

## その他測定データ

### 空間放射線量率の推移（年度ごと）

No.	測定地点名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	最大値	最小値
1	岩沼小学校	0.12	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06	0.12	0.06
2	岩沼西小学校	0.14	0.09	0.07	0.06	0.06	0.05	0.14	0.05
3	岩沼南小学校	0.10	0.09	0.09	0.09	0.07	0.08	0.10	0.07
4	玉浦小学校	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05	0.04	0.07	0.04
5	岩沼中学校	0.18	0.13	0.08	0.09	0.10	0.09	0.18	0.08
6	岩沼北中学校	0.18	0.14	0.10	0.09	0.10	0.09	0.18	0.09
7	岩沼西中学校	0.13	0.09	0.07	0.08	0.07	0.07	0.13	0.07
8	玉浦中学校	0.07	0.07	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.05
9	相の原保育所	0.15	0.12	0.10	0.09	0.08	0.08	0.15	0.08
10	亀塚保育所	0.16	0.13	0.11	0.08	0.07	0.08	0.16	0.07
11	西保育所	0.14	0.11	0.10	0.09	0.08	0.06	0.14	0.06
12	東保育所			0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05
13	岩沼保育園	0.11	0.10	0.08	0.07	0.07	0.06	0.11	0.06
14	竹駒保育園	0.11	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.11	0.05
15	岩沼北保育園	0.11	0.08	0.08	0.06	0.07	0.06	0.11	0.06
16	チアフル保育園	0.13	0.10	0.10	0.09	0.08	0.07	0.13	0.07
17	ほのぼの保育園	0.12	0.10	0.10	0.09	0.08	0.07	0.12	0.07
18	はるかぜ保育園	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07	0.08	0.21	0.07
19	岩沼みなみプラザ	0.20	0.15	0.13	0.12	0.11	0.10	0.20	0.10
20	ひよこ園				0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
21	朝日山公園	0.17	0.12	0.09	0.11	0.10	0.08	0.17	0.08
22	臨空公園				0.06	0.05	0.05	0.06	0.05
23	里の社公園	0.12	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.12	0.07
24	たけくま二丁目公園	0.14	0.09	0.09				0.14	0.09
25	矢野目北谷地公園	0.11	0.11	0.06				0.11	0.06
26	グリーンピア岩沼		0.14	0.10	0.09	0.08	0.06	0.14	0.06
27	岩沼市役所(50cm)	0.08	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.08	0.05
	岩沼市役所(1m)	0.08	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04	0.08	0.04
28	※1岩沼市役所モニタリングポスト		0.06	0.04	0.04	0.04	0.03	0.06	0.03
29	※2長岡地区(東北大学)	0.08	0.10	0.06	0.04	0.05	0.05	0.10	0.04
30	※3東北電力岩沼営業所	0.07						0.07	0.07

○ 測定結果は、各測定箇所における年度の最終測定日の値（単位：マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ））

### 空間線量の推移（平成28年度 月ごと）

No.	測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大値	最小値
1	岩沼小学校	0.06	0.06	0.06	0.05	0.08	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.05	0.06	0.08	0.05
2	岩沼西小学校	0.07	0.05	0.06	0.06	0.04	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.06	0.05	0.08	0.04
3	岩沼南小学校	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.07
4	玉浦小学校	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.02	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.06	0.02
5	岩沼中学校	0.10	0.06	0.09	0.11	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.10	0.08	0.09	0.11	0.06
6	岩沼北中学校	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09
7	岩沼西中学校	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.06
8	玉浦中学校	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.05
9	相の原保育所	0.09	0.09	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.07
10	亀塚保育所	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.06
11	西保育所	0.06	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.06
12	東保育所	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
13	岩沼保育園	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06
14	竹駒保育園	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
15	岩沼北保育園	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06
16	チアフル保育園	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06
17	ほのぼの保育園	0.08	0.07	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.05
18	はるかぜ保育園	0.10	0.09	0.05	0.07	0.08	0.07	0.09	0.08	0.10	0.08	0.08	0.08	0.10	0.05
19	岩沼みなみプラザ	0.11	0.11	0.06	0.10	0.08	0.09	0.09	0.10	0.06	0.11	0.10	0.10	0.11	0.06
20	ひよこ園	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
21	朝日山公園	0.08	0.06	0.09	0.07	0.06	0.07	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08	0.09	0.06
22	臨空公園	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.12	0.05	0.04	0.05	0.05	0.12	0.04
23	里の社公園	0.10	0.08	0.09	0.10	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.10	0.08
24	グリーンピア岩沼	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.06	0.08	0.06
25	岩沼市役所(50cm)	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	岩沼市役所(1m)	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04
26	※1岩沼市役所モニタリングポスト	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03
27	※2長岡地区(東北大学)	0.08	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.05	0.08	0.05

○ 測定結果は、各測定箇所における月の最終測定日の値（単位：マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ））

○ 測定には、宮城県から貸与を受けた簡易型測定器（PA-1000）と同じ機種を使用しており、市が独自に測定した参考値。可搬型モニタリングポストやサーベイメータによる値に比べた場合、高い数値を示す傾向がある。

○ 測定は週1回、小学校や保育所等の校庭や園庭等の地上50cm、中学校は地上1mで、1分間おきに5回の平均値。

○ 市役所での測定は、土・日・休日等を除く毎日、県内の統一基準であるアスファルト面の地上50cmと1mの2か所で行っている。

※1 文部学省が岩沼市役所に設置したモニタリングポスト。

※2 長岡地区の数値は、東北大学が測定したもの。

資料：岩沼市生活環境課資料

食品放射能測定件数の推移

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数
一般食品	445	19	146	11	68	5	35	3	17	0
小中学校給食	163	0	164	0	164	0	160	0	167	0
保育所(園)給食	450	0	507	0	556	0	379	0	278	0

資料：岩沼市生活環境課資料

平成28年度一般持ち込み食品放射能測定結果

NO	実施主体	品目				測定法	採取日	測定年月日	結果(Bq/kg)			備考
		品目名	種別	採取(生産)場所	その他(海域、河川等)				Cs-134	Cs-137	Cs合計	
64	岩沼市	ニンジン	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.4.10	H28.4.13	<3.71	<4.48	不検出	
65	岩沼市	腐葉土	その他	岩沼市		簡易	H28.4.13	H28.4.13	209	976	1200	
66	岩沼市	タケノコ	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.4.27	H28.4.28	<4.34	<5.2	不検出	
519	岩沼市	ワラビ	自然から採取した食品	大崎市		簡易	H28.5.6	H28.5.13	19.2	63.2	82	
520	岩沼市	腐葉土	その他	岩沼市		簡易	H28.5.10	H28.5.16	13.6	19	33	
521	岩沼市	フキ	自然から採取した食品	埼玉県		簡易	H28.5.16	H28.5.16	3.55	<2.85	3.6	
522	岩沼市	タケノコ	自然から採取した食品	角田市		簡易	H28.5.11	H28.5.17	23.1	12.2	35	
523	岩沼市	タケノコ	自然から採取した食品	丸森町		簡易	H28.5.15	H28.5.17	7.56	11.2	19	
918	岩沼市	フキ	自然から採取した食品	岩沼市		簡易	H28.6.7	H28.6.15	<3.3	<2.83	<6.1	
919	岩沼市	エンドウ豆	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.6.1	H28.6.15	<4.03	<3.46	<7.5	
1362	岩沼市	サトイモ	自家消費作物	蔵王町		簡易	H28.9.24	H28.9.26	16.80	6.00	23	土がついた状態での測定
1535	岩沼市	玄米	自家消費作物	加美町		簡易	H28.10.10	H28.10.19	<3.43	<3.07	<6.5	
1536	岩沼市	玄米	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.10.15	H28.10.19	3.46	<3.09	3.5	
1791	岩沼市	サツマイモ	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.11.4	H28.11.9	3.65	20.1	24	
1792	岩沼市	土壌	その他	岩沼市		簡易	H28.11.10	H28.11.10	20.3	131	150	
1936	岩沼市	白米	自家消費作物	岩沼市		簡易	H28.10.11	H28.12.7	3.12	2.79	5.9	
1937	岩沼市	白米	自家消費作物	青森県		簡易	H28.10.25	H28.12.7	2.95	2.64	5.6	
1938	岩沼市	白米	自家消費作物	石巻市		簡易	H28.10.12	H28.12.7	3.2	2.86	6.1	
2067	岩沼市	白米	自家生産食品等	丸森町		簡易	H28.10.31	H29.3.29	<2.96	<2.59	<5.6	

資料：宮城県原子力安全対策課資料

地盤沈下推移

水準点所在地	変動量(mm)							昭和49年度からの累計沈下量	備考
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
岩沼市早股字寺北	-2	-	-44	-	-	+1	-	-97(※)	H24亡失仮点

※：平成24年度は新標高値を採用しているため、累積沈下量は昭和49年度から平成22年度までのものとする。

資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」(平成27年版)

## 酸性雪調査結果の推移

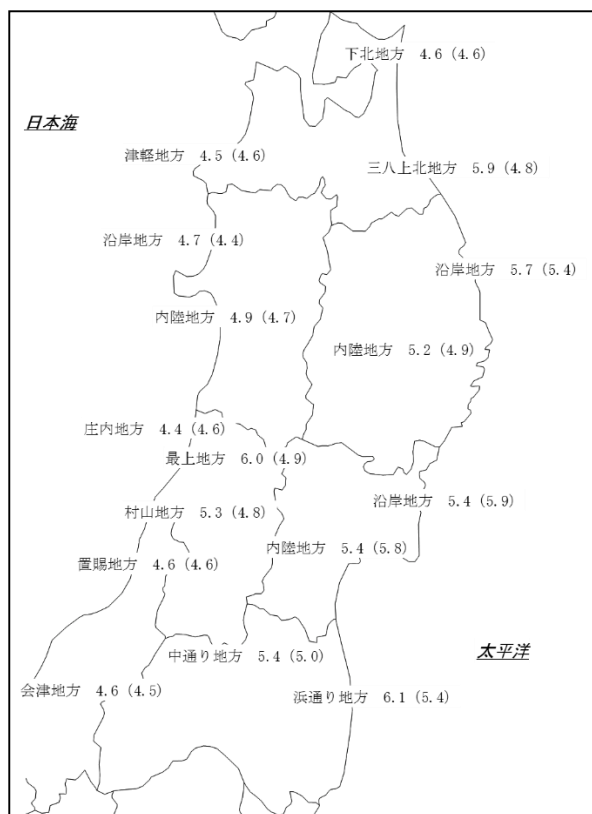
測定項目	期間	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
貯水量 [ml]	第1期	3,000	-	150	-	-	-	-	460	-
	第2期	0	-	-	156	-	-	2,280	750	45
	第3期	0	600	174	165	-	309	-	-	260
	第4期	1,200	150	1,500	-	-	1,614	-	-	-
pH (基準値5.6)	第1期	4.88	-	5.78	-	-	-	-	4.28	-
	第2期	-	-	-	4.86	-	-	6.54	5.88	5.44
	第3期	-	5.89	5.65	4.97	-	5.36	-	-	5.76
	第4期	5.1	5.42	4.53	-	-	4.79	-	-	-
EC [ $\mu$ S/cm]	第1期	15.3	-	4.4	-	-	-	-	1.56	-
	第2期	-	-	-	8.21	-	-	0.49	0.9	77
	第3期	-	2.36	9.74	2.76	-	2.69	-	-	48.1
	第4期	30.5	6.56	0.89	-	-	3.1	-	-	-

※酸性雪：pH5.6以下の雪を酸性雪としている。  
毎年1～2月にかけて、各期間1週間、計4週間に渡って測定を行っている。

- 貯水量** 各測定期間中に採取された雪の量。採取後に雪を融解して測定している。
- pH（水素イオン濃度）** 水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。pH7が中性で、数字が小さいほど酸性、数字が大きいほどアルカリ性の度合いが強い。
- EC（電気伝導度）** 物質中での電気の通りやすさを表す値。水の中に溶け込んだイオンの濃度が大きいほど、電気が伝わりやすくなり値が大きくなることから、様々な物質のイオン濃度の総量を表す。イオンには、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）に由来するものなど、雨や雪を酸性に傾ける要因となるものが含まれる。

資料：岩沼市生活環境課資料

## 平成27年度 東北地方の酸性雪状況図



資料：東北都市環境問題対策協議会資料  
※（ ）内数値は平成26年度の調査結果

## 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る基準

#### ■大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学オキシダント (OX)	微小粒子状物質 (PM2.5)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること	1年平均値15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>						

#### ■光化学オキシダント緊急時発令の基準

区分	基準	発令期間	
発令	予報	地域の濃度が1時間値0.12ppm以上になることが予想され、かつこの状態が気象状況からみて継続が予想される時。	4月15日から 9月30日までの期間 当日予報：原則午前11時まで 翌日予報：原則午後6時まで
	注意報	1基準測定点において1時間値0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
	警報	1基準測定点において1時間値0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
	重大警報	1基準測定点において1時間値0.4ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
解除	汚染物質の濃度の1時間値が、発令された地域のすべての基準測定点において発令基準未達の状態となり、かつ気象条件からみて再び発令基準値を上回るおそれがないと予想され又は認められる時。	随時	

## ■微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起のための暫定的な指針（環境省）

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす（高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等）においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）。	5時～7時 85 超	5時～12時 80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康（I 70 以下）への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する	5時～7時 85 以下	5時～12時 80 以下
(環境基準)	35 以下			

※ PM2.5（微小粒子状物質）とは、大気中に漂う粒径  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ) 以下の微小な粒子のこと。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの  $1/30$  程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響などが懸念されている。

## ■PM2.5 高濃度時の宮城県における当面の対応について

### 1. 注意喚起について

県は、国の暫定的な指針値である  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えるおそれがある場合として以下のとおり判断基準を定め、注意喚起を行う。

#### 注意喚起の判断基準

##### (1) 「午前中の早めの時間帯での判断」

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の午前5時から午前7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値の測定局の平均値が  $85\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超え、かつ、午前8時の1時間値が  $50\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合。

また、午前中の注意喚起に至らなかった場合でも、以下の基準を超えた場合、午後からの活動に備えて、注意喚起を行う。

##### (2) 「午後からの活動に備えた判断」

一般局の午前5時から午前12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が  $80\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合。

### 2. 注意喚起の解除について

注意喚起の判断基準を超過した全ての一般局の1時間値が、午後5時までに2時間連続して  $50\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下に改善された場合、注意喚起を解除する。

また、上記の解除基準以下とならない場合は、当日の24時までの注意喚起を継続し、24時をもって自動的に解除する。



## (2) 水質汚濁に係る環境基準

### ■ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	ホウ素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下		

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(1)

	利用目的 の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※市内河川のうち、五間堀川水域はC類型、阿武隈川下流はA類型。

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

## ■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(1)

	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級、水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※本市海域のうち、二の倉地先（丙）はA類型、二の倉地先（乙）はB類型、二の倉地先（甲）はC類型。

(2)

	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)

類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

### ■農業（水稲）用水基準

法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質指標として利用されている。

- ・対象作物：水稲（畑水稲は除く）
- ・基準値：用水の取入口における水質の許容限度濃度  
 [重金属の値は水耕液（または土壌溶液）中の限界濃度で砂質土壌を想定]

項目	基準値 (mg/L)	主な害
水素イオン濃度 (pH)	6.0～7.5	水中に溶出する元素量は pH に依存し、極端な高 pH、低 pH では、植物細胞は壊死する。 (高 pH: 根の発育不良、低 pH: クロロシス)
化学的酸素要求量 (COD)	6 以下	水田では有機物が多いと土壌の還元が促進され、硫化水素の発生による根ぐされを起こす。
浮遊物質 (SS)	100 以下	透水性、通気性の不良のため生育障害
溶存酸素 (DO)	5 以上	根の生育障害、玄米収量減少
全窒素 (T-N)	1 以下	過繁茂、倒伏、米質悪化
電気伝導度 (EC)	30mS/m 以下	高いと浸透圧を高め、根の吸収阻害、葉に黒褐色斑点、白葉枯れ
ヒ素 (As)	0.05 以下	葉の黄変葉～白葉化、根ぐされ、新根発生抑制
亜鉛 (Zn)	0.5 以下	葉脈間のクロロシス、青枯れの症状
銅 (Cu)	0.02 以下	葉の先端から黄化黄化 (水稲: 0.1 で根の生育障害、0.6 で青枯れの症状)

※農林省公害研究会 昭和 45 年 3 月

他に、水質障害対策事業に係るかんがい用水基準（農林事務次官通達 45.6.24）として上記の他に下記のものがある。

項目	基準値 (mg/L)
CN	不検出 [0.1]
R-Hg	不検出 [0.0005]
Org-P	不検出 [0.1]
Cd	0.1 以下
Cr <sup>6+</sup>	0.05 以下
Pb	0.1 以下

### (3) 騒音に係る環境基準等

#### ■地域の類型及び時間の区分ごとの基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注)  
 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静養を要する地域とする。  
 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 C を当てはめる地域は、相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### ■道路に面する地域の基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

##### 備考

車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

##### 備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
  - 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
  - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

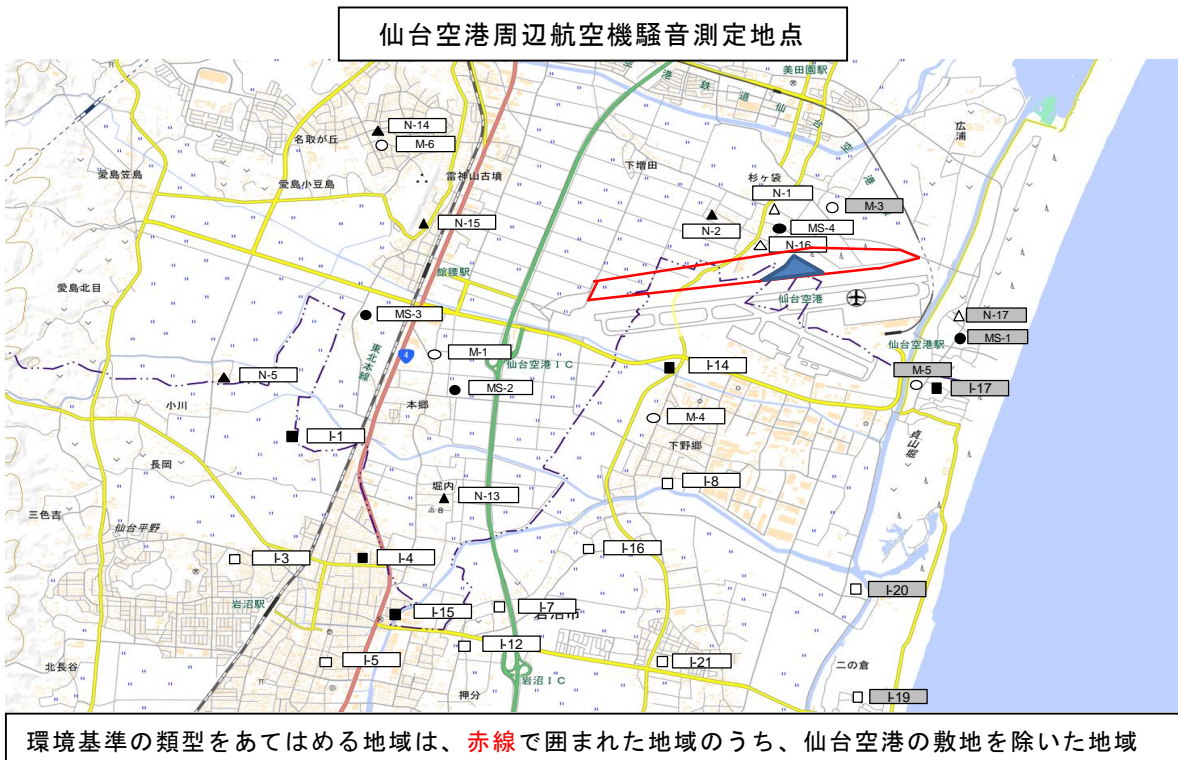
■騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日6時）
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

■航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	旧基準値 (WECPNL)	新基準値 (Lden)	備考) I 類型：専ら住居の用に供される地域 II 類型：I 以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域
I	70 デシベル以下	57 デシベル以下	
II	75 デシベル以下	62 デシベル以下	

※平成25年4月1日から環境基準の評価指標が、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更された。



■騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

○特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの
	(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーマーマシン	
	(9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	
	(10) タンブラー	
(11) 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 動力打綿機	
	(2) 動力混打綿機	
	(3) 紡糸機	



番号	施設の種類	規模又は能力
16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)ニューマチックハンマー	
	(2)製てい機	
	(3)製びょう機	
	(4)打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5)研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)切断機	
	(2)せん孔機	
	(3)研磨機	

注 1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号 1～11 までの特定施設は騒音規制法の対象施設、番号 12～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

注 2：都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号 1～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

### ○規制基準

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日 6時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

※上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

※都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。

## ■騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

### ○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

### ○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの</li> <li>・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等</li> </ul>				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	厚生省・建設省告示
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域</li> <li>・学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域</li> </ul>
2号区域	1号区域以外の区域

## (4) 振動の規制基準

### ■ 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	県告示	時間の区分	
		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第一種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）、 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

### ■ 振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

#### ○ 特定施設

番号	施設の種類の	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
	(4) 鍛造機	
	(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が 2.95kW 以上のもの
	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
6	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。）	定格出力が 10kW 以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの

注1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～10までの特定施設は振動規制法の対象施設、番号11から13までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画用途地域以外の地域において、番号1～13までの特定施設は県条例の対象施設。

○規制基準

区域の区分		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第1種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）、 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

■振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	総理府令
1号区域	・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・上記地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

(5) 悪臭の規制基準

■悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度	規制地域
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第3号規制基準（排水）	臭気指数 31	

参考：臭気指数の目安は下記のとおり。

臭気指数	目安	臭気指数	目安	臭気指数	目安
0	郊外のきれいな空気	15	化粧品売り場	30	ガソリン給油、たばこ
5	工場地域の空気	20	花火、トイレの芳香剤	35	コーヒー
10	梅の花	25	線香、しょうゆ	45	にんにくを炒めた時

## (6) その他の環境基準等

### ■ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

### ■放射性物質に関する基準値等

#### ○放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の要件及び除染実施計画を策定する区域の要件

要件値	毎時 0.23 マイクロシーベルト (μSv/h) ※測定位置は地上 50 cm～1m
<p>注：要件値の算出根拠</p> <p>国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に出した勧告では、一般の人が受ける放射線量として、平常時は年間1ミリシーベルト以下としている。国の原子力安全委員会においても、この勧告を踏まえた考え方を示しており、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトとなる。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)</p> <p>毎時0.19マイクロシーベルト=年間1ミリシーベルト÷(8時間+0.4×16時間)÷365日</p> <p>測定器で測定される放射線には、大地からの放射線(毎時0.04マイクロシーベルト)が含まれるため、この分を加えた毎時0.23マイクロシーベルトを要件値としている。</p>	

#### ○食品中の放射性セシウムの基準値

(単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

## (7) 岩沼市による環境関連の告示

### ■騒音関係

#### ○騒音規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第43号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 騒音規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

#### 2 騒音の規制基準

騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲概ね50メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第59号・一部改正）

	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

#### 備考

- 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域とする。
- 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。

3 第3種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

4 第4種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27告示第59号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

### ○特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第44号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第43号の2の表に掲げた区域のうち、次に掲げる区域

1 第1種区域

2 第2種区域

3 第3種区域

4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第60号・一部改正）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第60号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

○騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域を定める告示

平成24年3月30日

告示第45号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定による区域の区分を次のように定める。

- 1 a 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2 b 区域 都市計画法第8条第1項第1号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 3 c 区域 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

○騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定

平成24年3月30日

告示第46号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第一1の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のように指定する。

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とし、地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域は、次に掲げるとおりとする。

- 1 A類型 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- 2 B類型 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 3 C類型 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。



## ■振動関係

### ○振動規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第47号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 振動規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

#### 2 振動の規制基準

振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第61号・一部改正）

	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

#### 備考

1 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。

2 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27告示第61号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

## ○振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第48号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第47号（振動規制法に基づく地域指定等に関する告示）で指定した地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第62号・一部改正）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第62号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

## ○道路交通振動規制の区域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第49号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考第1号の規定による区域の区分及び同備考第2号の規定による時間の区分について、次のとおり定める。

### 1 区域の区分

- (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## 2 時間の区分

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## ■ 悪臭関係

### ○ 悪臭防止法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第50号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する地域及び第4条の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

#### 2 規制基準

（1）法第4条第2項第1号に定める規制基準 臭気指数15

（2）法第4条第2項第2号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

（3）法第4条第2項第3号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数  
附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 条例等

## ○岩沼市環境基本条例

平成27年3月3日

条例第2号

## 目次

## 前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 施策の基本方針(第7条)

第3章 施策の総合的かつ計画的な推進(第8条—第28条)

第4章 環境審議会(第29条—第34条)

第5章 雑則(第35条)

## 附則

私たちのまち岩沼は、西部の千貫山丘陵から東部の太平洋に至るまでなだらかに平野が広がり、南部には阿武隈川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれている。古くから先人たちは人と自然の調和を保ちながら歴史と文化を育んできた。

近年、私たちは、生活の利便性を高める一方で、環境へ少なからず負担をかけてきた。身近には自然とのふれあいが少なくなり、広くは地球温暖化による気候変動、生物多様性の破壊などへも影響している。また、東日本大震災による影響は、我が国のエネルギー問題を大きく顕在化させた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができるよう恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を未来に引き継いでいく責務を有している。

このような認識の下、私たちは、良好な環境の保全と創造に関して取り組むことを決意して、自ら調和と節度をもって行動することで、それぞれが責任を果たし、恵み豊かな環境を持続的に享受できるまちを実現するため、ここに岩沼市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然が共生する市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、地球環境保全への貢献の意義を理解して、環境への負荷の低減を図り、地域特性を生かしつつ、人と自然が共生していくことを目的として行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、自ら調和と節度をもって行動することで、それぞれが責任を果たし、循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に従い、地域の自然的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

## 第2章 施策の基本方針

### (施策の基本方針)

第7条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することができる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を生かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を生かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の低減に資することで、持続的な発展が可能なまちを構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 良好な環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することができる社会を形成すること。

## 第3章 施策の総合的かつ計画的な推進

### (環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩沼市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第29条に規定する岩沼市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷の低減に資するよう十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が実施した良好な環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地域の良好な環境の保全)

第11条 市は、多くの生物の生存の確保に配慮するとともに、良好な生活環境を保全するため、海や河川等の水環境の保全及び森林、緑地等の保全に関し、必要な施策を実施するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第12条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、前2条の施策を実施するに当たっては、必要な情報を収集し、これを適切に提供しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれ



のある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、公害その他の良好な環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(良好な環境の保全と創造に関する協定の締結)

第18条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と良好な環境の保全と創造に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第19条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減に資するための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(良好な環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第20条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全を図るための公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、公園その他の公共的施設の整備などの良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

- 3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の適正処理及び減量の促進等)

第21条 市は、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

- 3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な施策を実施するものとする。

(調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するた

め、必要な監視、測定等の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする良好な環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第27条 市は、市が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働体制)

第28条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することができる体制の整備に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、岩沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

(任期)

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民経済部生活環境課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(岩沼市環境審議会条例の廃止)

2 岩沼市環境審議会条例(平成8年条例第2号)は、廃止する。

○岩沼市環境美化の促進に関する条例

昭和 60 年 3 月 13 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、土地又は建物の占有者、市等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。

(市民等の責務)

第 2 条 市民等（市民、滞在者及び旅行者をいう。以下同じ。）は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰るなどして、みだりにごみを捨ててはならない。

2 市民等は、自らその身近な地域における清掃活動等環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱を防止するとともに、環境美化の促進について被用者の啓発を行わなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器（飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。以下同じ。）の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に、空き缶等飲料容器を回収する容器（以下「空き缶等回収容器」という。）を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

4 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者の啓発を行わなければならない。

5 観光業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業、同条第 3 項に規定する旅館営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。）は、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行わなければならない。

(土地又は建物の占有者等の責務)

第 4 条 土地又は建物を占有し、又は管理する者（以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱ごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。

2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

3 公園、広場、駅等の公共の場所の管理者は、当該公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、その利用者に、ごみの持ち帰り等の啓発を行うとともに、適当な場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について市民等、事業者、占有者等、県及び国に対して必要な協力要請を行うものとする。

(地域環境美化促進計画)

第6条 市長は、前条の施策を推進するための計画（以下「地域環境美化促進計画」という。）を策定するものとする。

2 地域環境美化促進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境美化の促進に関する市民等、事業者及び占有者等の啓発及び意識の高揚に関する事項
- (2) 環境美化の促進のための自主的奉仕活動団体の育成及び助長に関する事項
- (3) 環境美化促進重点地域の指定及びその地域内における環境美化の促進のための事業の実施に関する事項
- (4) 環境美化の促進のための組織体制の整備に関する事項
- (5) その他環境美化の促進に関し必要な事項

3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(環境美化促進重点地域の指定)

第7条 市長は、環境美化の促進を重点的に行う必要があると認める地域を環境美化促進重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、これを告示しなければならない。

3 重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、重点地域の変更及び廃止について準用する。

(自動販売機の設置の届出)

第8条 重点地域内において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入り飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業者の所在地）
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 空き缶等回収容器の管理の方法
- (4) その他規則で定める事項

2 1の地域が重点地域となった際現にその地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、その届出に係る同条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したとき、又は前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、その廃止又は変更の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第10条 届出者からその届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第11条 市長は、第8条、第9条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第3項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出に係る自動販売機ごとに、規則で定める届出済証を交付しなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けたものは、届出に係る自動販売機の見やすいところに、当該届出済証をはりつけておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、規則で定める届出済証を交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

（空き缶等回収容器の設置等）

第12条 重点地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、空き缶等回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

2 1の地域が重点地域となった際現にその地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、当該自動販売機ごとに、前項の空き缶等回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

（勧告及び命令）

第13条 市長は、重点地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者が前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(土地の占有者等に対する勧告)

第14条 市長は、重点地域内の土地にごみが著しく散乱している場合において、当該土地の占有者等が散乱ごみの清掃その他の環境美化の促進に必要な措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、これを行っていないと認めるときは、当該土地の占有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は占有者等に対し、環境美化の促進に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、重点地域内におけるごみが散乱している土地又は容器入り飲料の販売に係る自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立入り、ごみの散乱又は容器入り飲料の販売に係る自動販売機若しくは空き缶等回収容器の設置若しくはその維持管理の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(公表)

第17条 市長は、第14条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(環境美化推進員)

第18条 市長は、地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を選定し、次の各号に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 自主的奉仕活動の促進及び助長に関する指導及び助言
- (2) 自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整及び市が実施する施策と自主的奉仕活動との調整
- (3) ごみの散乱及び清掃活動状況の調査及び報告
- (4) その他環境美化の促進に関する必要な事項

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出済証のはりつけをしなかった者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項若しくは第2項、第10条第3項又は第11条第3項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条の規定による報告をしない者又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の刑を科する。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。



## ○岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例

平成 19 年 10 月 1 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、飼い犬のふんの放置の防止に関する必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等（市民、滞在者及び旅行者をいう。以下同じ。）は、飼い犬を屋外で歩行又は運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(飼い犬のふん放置防止重点地区)

第 4 条 市長は、飼い犬のふんの放置防止のため、特に必要があると認める地区を、飼い犬のふん放置防止重点地区として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、飼い犬のふん放置防止重点地区を指定し、又は指定を変更、解除するとき、規則で定める事項を告示するものとする。

(行動計画の策定)

第 5 条 市は、第 2 条の施策を推進するための行動計画を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民等の意識の啓発に関する事項

(2) 飼い犬のふんの放置の防止に関する事項

(指導及び助言)

第 6 条 市長は、市民等に対して、飼い犬のふんの放置を防止するうえで必要な措置を講じるよう指導及び助言することができる。

(勧告及び措置命令)

第 7 条 市長は、第 3 条の規定に違反していると認められるときは、期限を定めて当該違反行為を是正するため必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第 8 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないと

きは、その者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対してその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

## ○岩沼市空き地における雑草等の除去に関する条例

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 宅地化された状態の土地その他の空闲地（雑種地を含む。）で、現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。

(2) 雑草等 雑草又はこれに類するかん木類で、周辺的生活環境を損なうものをいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 空き地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、良好な生活環境の保全に資するため、当該空き地の適正な管理に努めなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第 4 条 市長は、空き地が適正に管理されていないとき、又はそのおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対し、繁茂した雑草等の除去又は現況の改善に必要な措置（以下「雑草等の除去等」という。）を講ずべきことを指導し、又は助言することができる。

2 市長は、空き地が適正に管理されていない状態にあり、著しく周辺的生活環境を損なっているとき、又は損なうおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去等を勧告することができる。

(立入調査等)

第 5 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き地の所有者等に対し、空き地の状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に空き地に立ち入らせ、空き地の状態等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 環境審議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	職 名	備 考
1	東北大学大学院環境科学研究科	井 上 千 弘	教授	
2	岩沼市商工会	猪 野 正 則	副参事	
3	名取岩沼農業協同組合玉浦支店	大 友 保 夫	玉浦支店長	
4	岩沼市農業委員会	佐 藤 勲	会長	
5	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所計画課	高 橋 正 寿	課長	
6	塩釜保健所岩沼支所	吉 岡 幸 信	技術次長	
7	岩沼市公衆衛生組合連合会	川 村 雄 治	副会長	
8	市民委員	高 澤 廣 人		
9	市民委員	伊 藤 清		
10	市民委員	大 山 弘 子		
11	市民委員	皆 川 長 一		

※任期：平成 29 年 7 月 22 日～平成 31 年 7 月 21 日（2 年間）

## 補助制度等

### ○岩沼市浄化槽設置整備事業補助金

浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付し、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止を進めています。

**補助対象** 浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

**補助金額** 人槽ごとに補助金額が異なります。(住宅の床面積などにより人槽が決まります)

5人槽=332,000円、6～7人槽=414,000円、8～10人槽=548,000円

### ○岩沼市ごみ集積箱等設置事業補助金

町内会で集積箱(小屋なども含む)を購入・設置する場合に補助金を交付し、ごみ集積所周辺の、環境衛生の向上を図っています。

**補助金額** 購入金額の2分の1 上限50,000円

### ○岩沼市生ごみ処理容器等設置補助金

電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器(コンポスト)を購入し、家庭から出る生ごみを堆肥化する世帯に向けて、購入金額の一部を補助する制度を設け、ごみ減量の促進を行っています。

**補助対象** 市内在住で家庭から出る生ごみの減量化に協力していただける世帯。但し、同じ年度内に2つの補助を重複して受けることはできません。

**補助金額** 電気式生ごみ処理機 購入価格の2分の1以内(上限30,000円)

コンポスト 購入価格の2分の1以内で(上限3,000円)

※コンポストは1世帯につき2基まで補助を受けることができます。

### ○岩沼市リサイクル運動報償金制度

資源物の回収を実施した登録団体に対し回収量に応じた報償金を交付して、ごみの減量化とリサイクル意識の向上を図っています。

**報償金額** 資源物1kgにつき3円

### ○岩沼市単位公衆衛生組合ミスト機購入補助

単位公衆衛生組合のミスト機の購入に要する費用に補助金を交付し、地域の公衆衛生の向上を図っています。

**補助金額** 購入金額の2分の1(上限4万円)

### ○岩沼市住宅用太陽光発電システム設置補助

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚とクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し補助金を交付しています。

**補助金額** 1kWあたり20,000円 最大80,000円

**補助対象者** 自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人

**対象システム** 低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を結ぶもの(発電された余剰電力を電力会社に売電できるもの)で、最大出力10kW未満の未使用のシステムが対象となります。